

令和7年度茨城県福祉サービス第三者評価事業評価調査者養成研修 開催要領

1 目的

茨城県における福祉サービスの質の向上及び利用者への適切な情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価事業の適正な実施を図るため、評価にあたって必要な知識と技術を習得するための評価調査者を養成する。

2 日時及び会場

- | | |
|-----------------|--|
| ① 2月 16日(月)～ 講義 | インターネットで公開する動画視聴による (②の演習までに全ての講義動画を視聴すること) |
| ② 2月 26日(木) 演習 | 時間：9:30～16:20
場所：茨城県立健康プラザ 研修室3（水戸市笠原町 993-2）
健康プラザの駐車場をご利用いただけます。 |

3 研修内容

別紙研修カリキュラムのとおり

4 対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 次の①又は②に該当する方

- ①組織運営管理業務^{※1}を3年以上経験している方、又はこれと同等の能力を有している方^{※4}
- ②福祉、医療、保健分野の有資格者^{※2}若しくは学識経験者^{※3}で、当該業務を3年以上経験している方、又はこれと同等の能力を有している方^{※4}

※1 「組織運営管理業務」

…常勤職員10名以上の法人の代表者や施設長等が、組織を運営管理する業務

※2 「福祉、医療、保健分野の有資格者」

…ア 福祉分野：社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士

イ 医療分野：医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
ウ 保健分野：保健師、栄養士

※3 「学識経験者」

…ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校において福祉、医療、保健分野に関する教育、研究を行う者

イ 公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門的な知識を有しあつ福祉サービスに関する業務経験を有する者

※4 「これと同等の能力を有している方」

…職名にかかわらず、業務内容を確認した上で県において該当の可否を判断します。

- (2) 養成研修修了後、本県認証の評価機関又は今後本県の評価機関として認証取得が見込まれる法人に評価調査者として所属することを予定している方

- 5 募集定員 20名
(内訳) ①全課程受講者 10名
②一部課程受講者 ((社福)全国社会福祉協議会が開催する評価調査者指導者研修会の修了者) 10名

6 修了条件

研修の全カリキュラムを受講し、かつ、研修の最後に提出するレポートの内容が適切であると認められる方に、後日修了証を送付し、評価調査者として登録します。

なお、(社福)全国社会福祉協議会が開催する評価調査者指導者研修会の修了者は、研修カリキュラムのうち「評価基準の理解と判断のポイント」のみの受講により、修了を認めます。

7 受講費用

受講料は無料とします。

※受講料以外の各種費用（研修受講に係る旅費、宿泊費、昼食代、教材費が発生した場合は教材費等）については、受講者の負担となります。

8 事前準備等

受講に当たっては、社会福祉に関する概論書（最新の法改正を反映したもの）等をお読みのうえ、参加願います。

9 申込み・問合わせ先

以下(1)～(4)の書類を令和8年2月13日(金)までに下記宛先へ提出（必着）してください。

- (1)受講申込書
- (2)実務経験証明書（必要に応じて資格証等の写しを添付する）
- (3)レポート

次のテーマについて、別添のレポート用紙によりレポートを作成し提出してください。

テーマ：あなたは「福祉サービス第三者評価」制度をどのように理解しているか、
お考えを述べてください。

字 数：400字程度

- (4)全社協「評価調査者指導者研修会」の修了者は、当該研修会の修了証の写し

【提出先】

茨城県福祉部福祉政策課 地域福祉担当 中村

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL:029-301-3157 FAX:029-301-6200

10 個人情報の保護

申込みの際に御記入いただく個人情報は、個人情報保護に関する法律第61条の規定に基づき、茨城県福祉サービス第三者評価事業評価調査者養成研修の実施に係る用途にのみ利用します。